

札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年条例第2号）新旧対照表（第3条関係）

現 行	改 正 後	備 考
第1条～第7条（省略） （教育及び保育の内容に関する基準）	第1条～第7条（現行のとおり） （教育及び保育の内容に関する基準）	令和5年改正
第8条（省略） 2（省略） <u>（新設）</u>	第8条（現行のとおり） 2（現行のとおり） 3 <u>認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉</u>	告示による認定こども園基準（参酌基準）
	<u>法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u>	第5の5の8の新設に伴う規定の新設
第9条・第10条（省略） （管理運営の基準等）	第9条・第10条（現行のとおり） （管理運営の基準等）	
第11条 (1)～(6)（省略） <u>（新設）</u>	第11条 (1)～(6)（現行のとおり） <u>(7) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの</u>	令和4年改正告示による認定こども園基準（参酌基準）
	<u>移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。</u>	第8の6及び7の新設に伴う規定の新設
<u>（新設）</u>	<u>(8) 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号に定める所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行うこと。</u>	
(7)（省略）	(9)（現行のとおり）	
(8)（省略）	(10)（現行のとおり）	
第12条（省略）	第12条（現行のとおり）	

<p>附 則 1～5 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>附 則 1～5 (現行のとおり) (職員の資格の基準に関する特例)</p> <p>6 第6条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもつて代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	<p>令和5年改正 告示による認定こども園基準（参酌基準） 附則第7項の新設に伴う規定の新設</p>
-------------------------------------	---	--